

【健康保険】130万円の壁ってなに??



国の施策である「年収の壁・支援強化パッケージ」により、被扶養者の年収が基準額【130万円(60歳以上または障害年金受給者は180万円)】を超過する場合でも、それが**人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものである場合は**、被扶養者の勤務先事業主の証明により、被扶養者の年収要件を満たしているとみなすことになりました。

被扶養者の認定時や年1回の被扶養者の資格確認(検認)時に、該当者は以下の証明書を提出してください。(東邦ガス健康保険組合WEBサイト <https://www.thgkenpo.or.jp/>)

申請書一覧-扶養-「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書)

・被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書、(別紙)添付書類

なお、今回の措置は2023年11月20日(月)以降の被扶養者の認定時、資格確認(検認)時に適用し、それ以前については遡及いたしません。

※**基本給が上がった場合等、恒常的な年収増により基準額超過となる場合は、従来通り速やかに被扶養者資格削除(家族異動届)を申し出てください。**

※フリーランスや自営業者など、特定の事業主と雇用関係にない方は対象外です。

よくある質問 Q&A

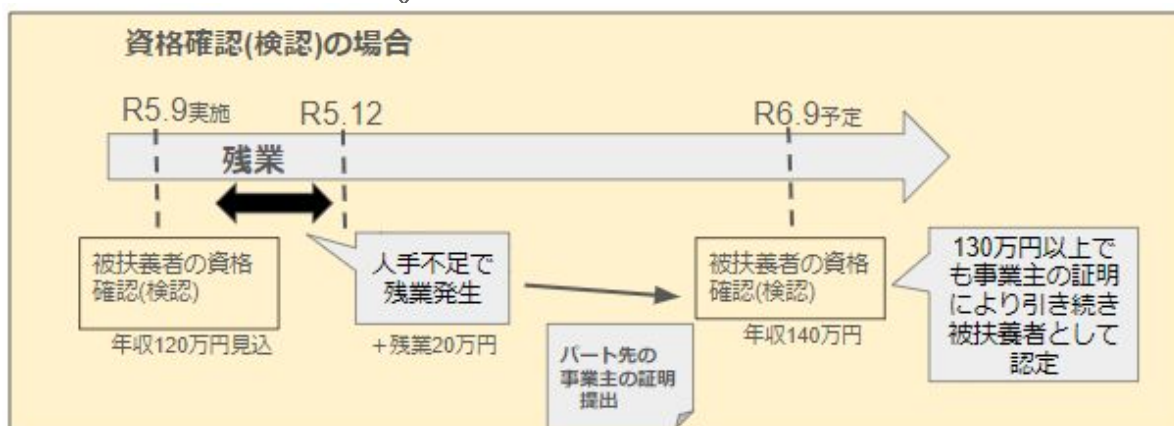
今回の措置はいつまで実施されますか。

令和5年度、令和6年度の年収について適用されます。

今回の措置はいつから開始されますか。また、今回の措置の開始前の扶養認定に遡及されますか。

11/20以降の被扶養者認定及び被扶養者の資格確認(検認)において適用となります。
それ以前の扶養認定及び被扶養者の資格確認(検認)については遡及されません。

令和5年度、令和6年度の2年間ということですが、具体的にはどのタイミングになるのでしょうか。



一時的に収入増となった場合に「事業主の証明書」を毎月もらって提出すればよいですか。

その都度提出して頂く必要はありません。該当者には、年1回の被扶養者の資格確認(検認)の際に、証明書の提出を依頼します。

「一時的な収入変動」と認められる上限額はいくらまでですか。

具体的な上限額については設けておりません。
東邦ガス健康保険組合にて雇用契約書等も踏まえつつ、当該増収が一時的なものかどうか判断させていただくこととなります。
なお、法令・通知等に基づき、「①被扶養者が被保険者と同居の場合に、被扶養者の年収が被保険者の年収を上回る場合」「②被扶養者が被保険者と別居の場合に、被扶養者の年収が被保険者からの援助額を上回る場合」には被扶養者の認定が取り消されることとなります。

どのような事情であれば「一時的な収入変動」として認められるのでしょうか。

一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務(残業)手当や臨時的に支払われる繁忙手当が想定され、該当する主なケースとしては下記のとおりです。

- ・事業所の他の従業員が退職したことにより、業務量が増加した
- ・事業所の他の従業員が休職したことにより、業務量が増加した
- ・事業所における業務の受注が好調だったことにより、事業所全体の業務量が増加した
- ・突発的な大口案件により、事業所全体の業務量が増加した

一方で、基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合は、一時的な収入増加とは認められません。

事業主の証明書を提出すれば、引き続き被扶養者に該当するということですか。

雇用契約書等を踏まえ、年収の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかである場合には、被扶養者に該当しなくなることになります。
また、健康保険の被扶養者の要件は、収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていないことにより、被扶養者に該当しなくなることも考えられます。

被扶養者が学生の場合、今回の措置は対象になるのですか。

学生であっても同様の扱いとなります。また、60歳以上の被扶養者の場合も同様の扱いとなります。(60歳以上または障害年金受給者は180万円未満であるか否かの判定について適用されます。)

フリーランスや自営業者も今回の対象となりますか。

今回の措置は、あくまでも事業主の人手不足等の事情に伴う被扶養者の方の労働時間延長等による一時的な収入変動を対象としていますので、特定の事業主と雇用関係にない場合については対象となりません。